#### 調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

7.\20207 07 <del>0</del>	田田永たであり むけ	HTKIC D	איום
	静岡県		
	市区町村数	35	

都	市	市			事	庁	諮					男女	┃ 巾区町村剱 共同参画に関する計画	35		
道	区	-				内	問	男女共同	司参画に関する条例				4月1日現在で有効なもの)			
府	町	区		所	務	連絡	機		 有		無		 有			無
県コード	村コード	町 村 名	担当課(室)名	属	所	会議の有	関の有無	条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活 躍推進 法との 関係	計画 策定 の 方法	現在 の 状況
						17	26	14				30				
22	100		市民局男女共同参画·人 権政策課	1	1	1	1	静岡市男女共同参画推進条例	2003年4月1日	2003年4月1日		第3次静岡市男女共同参画行動計画	2015年4月 ~ 2023年3月	0	1	
22	130	浜松市	市民部UD·男女共同参画 課	1	1	1	1	浜松市男女共同参画推進条例	2002年12月17日	2003年4月1日		第3次浜松市男女共同参画基本計画	2018年4月 ~ 2025年3月	1	1	
22	203	沼津市	地域自治課	1	2	1	1	沼津市男女共同参画推進条例	2008年3月21日	2008年4月1日		第5次沼津市男女共同参画基本計画	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
22	205		協働環境課 市民協働推 進室	1	2	0	1	熱海市男女共同参画推進条例	2002年12月24日	2002年12月24日						1
22	206		政策企画課	1	2	0	1				0	三島市男女共同参画プラン(みしまアク ションプラン・パート4)	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
22	207		市民交流課女性が輝くま ちづくり推進室	1	2	1	1	富士宮市男女共同参画推進条例	2004年3月23日	2004年4月1日		男女共同参画行動計画 第3次富士宮市 男女共同参画プラン後期実施計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
			市民課	1	2	1	1				0	第3次伊東市男女共同参画あすを奏でる ハーモニープラン	2021年4月 ~ 2027年3月	1	1	
22	209	島田市	市民協働課	1	2	1	1		2007年6月28日	2007年7月30日		第3次島田市男女共同参画行動計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	1
22	210	富士市 磐田市	<u>男女共同参画室</u> 地域づくり応援課	1	2	0	1	富士市男女共同参画条例 磐田市男女共同参画推進条例		2004年4月1日 2006年4月1日		第4次富士市男女共同参画プラン 第3次磐田市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日 2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	$\vdash$
22	212	<del>有田巾</del> 焼津市	市民協働課	1	2	1	1	岩山中方文六问多画推進未例	2000年12月22日	2000年4万1日	0	第3次標準市男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
22	213	掛川市	企画政策課	1	2	1	1	掛川市男女共同参画条例	2006年4月1日	2006年4月1日		第4次掛川市男女共同参画行動計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
22	214		男女共同参画·多文化共 生課	1	1	0	1	藤枝市男女共同参画推進条例	2007年12月21日	2008年4月1日		藤枝市男女共同参画第4次行動計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
22	215		市民協働課	1	2	1	1	御殿場市男女共同参画推進条例	2008年12月26日	2008年12月26日		御殿場市男女共同参画計画「第5次レイン ボープラン御殿場」	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
		<b>数</b> 井巾	外国人活躍·共生社会推 進室	1	2	1	1	袋井市男女共同参画推進条例	2011年6月30日	2011年7月1日		第4次袋井市男女共同参画推進プラン	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
22	219	下田市	企画課	1	2		1					第3次下田市男女共同参画推進プラン	2019年4月 ~ 2029年3月	1	1	
		裾野市 湖西市	コミュニティ課 市民課	1	2	0	1	湖西市男女共同参画推進条例	2014年12月22日	2015年4月1日	0	第4次湖西市男女共同参画推進計画	~ ~ ~ 2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	<del>- '</del>
			地域づくり課	1	2	0	Ö	間日中ガスストラロに進木的	2014	2010-47711	3	伊豆市男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1	
22	223	御前崎市	協働推進室	1	2		1				0	第3次御前崎市男女共同参画行動計画	2018年4月 ~ 2026年3月	1	1	
22	224	菊川市	地域支援課	1	2	1	1				0	第4次菊川市男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	<del></del>
		伊豆の国市		1	2	0	0				0	第3次伊豆の国市男女共同参画基本プラ ン	2018年4月 ~ 2023年3月	1	1	
22	226	牧之原市	地域振興課	1	2						0	MCT	2000 555 5			1
22	301	東伊豆町 河津町	教育委員会事務局 企画調整課		2						0	輝いてひがしいず 河津町第2次男女共同参画計画	2006年5月 ~ 2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1	
22	304	<u>冲净问</u> 南伊豆町	企 <u>画調金球</u> 企画課		2							<u> 河洋町第2次男女共同参画計画</u> 南伊豆町男女共同参画プラン	2003年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1	$\vdash \vdash \vdash$
22	305	松崎町	教育委員会事務局	2	2	0	0				0					0
22	306	西伊豆町	教育委員会事務局		2						0	西伊豆町男女共同参画推進プラン	2009年3月 ~ 2023年4月	1	1	
22	325	<u>函南町</u>	生涯学習課		2						0	第2次函南町男女共同参画計画改訂版	2022年3月 ~ 2026年2月	0	1	igwdown
		清水町 長泉町	産業観光課 生涯学習課		2		1				0	(第3次清水町男女共同参画計画)	2022年4月 ~ 2032年3月	1	0	1
		小山町	生涯学習課	2	2	0		小山町男女共同参画推進協議会設置 要綱	2018年2月20日	2018年2月21日		第5次小山町男女共同参画社会づくり行 動計画	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
			企画課		2		1					第4次吉田町男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1	
			企画課		2						0	第2次川根本町男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2023年3月	1	1	$\Box$
22	461	森町	社会教育課	2	2	0	1				0	森町男女共同参画計画	2016年4月 ~ 2025年3月	1	1	

## <選択肢回答>

所属

庁内連絡会議

1 首長部局 2 教育委員会 1 有 O 無

事務所掌

諮問機関 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課 1 有

2 1ではない

O 無

男女共同参画に関する条例 現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- O 検討していない

男女共同参画に関する計画 女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない 計画の策定方法
- 1 単独計画として策定
- O 総合計画の一部として策定

#### 現在の状況

- 1 策定予定有
- O 策定予定無

調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

都	市	市				男女共同参画・女性のための総合的な施設(20		で開設済の施設)								
道 府	区	区								施			管理•選	営主	体	
州 県	町 村	町				Ē	听在地等 			形	態		设管理		業運営	
ポコード	コード	村 名	名称	愛称•通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	直営	指定管理者	その他
			6							0	6	3	3 0	3		2
22	100	静岡市		アイセル21	420-0865	静岡市葵区東草深町3-18	054-248-7330	054-246-7833	https://aicel21.jp		0		0		0	_
		浜松市	浜松市男女共同参画・文化芸術 活動推進センター	あいホール	433-8123	静岡県浜松市中区幸三丁目3番1号	053-412-0351	053-412-0377	https://www.ai-hall.com		0		0			0
		沼津市												$\Box$	4	
22	205	<u>熱海市</u> 三島市						1					+	$\vdash \vdash$	$\dashv$	$\dashv$
			富士宮市男女共同参画センター		418-0005	静岡県富士宮市宮原7番地の1	0544-22-0341	0544-22-0326	http://city.fujinomiya.lg.jp/index.html		0		0	0		
22	208	伊東市												$\Box$	$\Box$	
		島田市	    富士市男女共同参画センター		416-0550	    富士市本市場432-1 フィランセ西館3階	0545-64-0017	0545-64-0017	https://www.city.fuji.shizuo		0			0	+	_
	210	富士市	量工巾男女共向参画センダー 		410-8008	富工中本中場432-1 ノイブンで四郎3階	0545-64-9017	0545-64-9017	ka.jp/sp/machi/c1005/fme					$\square$	$\dashv$	
			磐田市男女共同参画センター	ともりあ	438-0086	静岡県磐田市見付2989-3(ワークピア磐田1 階)	0538-37-1890	0538-31-2130	https://www.city.iwata.shiz uoka.jp/kurashi_tetsuzuki/c hiiki_kouryuu/danjokyoudou /1001708.html		0	0				0
22	212	焼津市												$\Box$		
22	214	<b>膝</b> 牧巾	藤枝市男女共同参画推進セン ター		426-8722	    静岡県藤枝市岡出山1-11-1 	054-643-3198	054-643-3327			0	0		0		
22	215	御殿場市												$\vdash$	$\dashv$	_
22	219	袋井市 下田市						1					+	$\vdash \vdash$	$\dashv$	_
22	220	裾野市														
22	221	湖西市 伊豆市												$\vdash$	$\dashv$	_
22	223	御前崎市												$\Box$	$\neg$	$\exists$
22	224	御前崎市 菊川市 伊豆の国市												$\Box$	_	
22	225	<u>伊豆の国市</u> 牧之原市								$\vdash$				$\vdash \vdash$	$\dashv$	$\dashv$
22	301	東伊豆町												口	1	$\Box$
22	302	河津町 南伊豆町												$\vdash$		$\dashv$
22	305	<u> </u>											$\overline{}$	$\vdash$	$\dashv$	$\dashv$
22	306	西伊豆町												口	コ	$\Box$
22	325	函南町 清水町										$\dashv$		$\vdash$	$\dashv$	$\dashv$
22	342	清水町 長泉町						1				+		一十	十	$\dashv$
22	344	小山町												$\Box$	耳	$\Box$
22	424 420	吉田町 川根本町								-		_		$\vdash \vdash$	$\dashv$	$\dashv$
22	461	<u>川恨平町</u> 森町												世十		$\exists$

### 調査表4-2 市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

都	市	市	男 女 共 同	参画・女性の	りたら	めの	総合的な	施	設	(20	22	年 4	月	1 [	3 現	. 在	で開設済の施設)
道	区	区			職員数	女(人)								主		な	事業
府	町	<u> </u>															その他
県	村	町	名 称	設立年月日	316	非	予算額	広		相談事業	. 情	苦 情 処理	交流促進	企 と業	国際交流	調査	
	コ	++	一	<b>改</b> 五十月日	常勤	常	(千円)	報改	講座	談車	提叔	情加	流	の・ 連 N	除态	鱼研	
1	1	村			玉刀	勤		広報啓発		業	• 提供集	理	進	携 P	流	研究	
ド	ド	名												o		-	
			6					5	5	4	6	0	4	0	0	0	
22	100	静岡市	<u> </u>	1992年6月17日	8	12	103,861	0		0	0	0	0	U	U	U	
			近松市里女共同参画,女化学街		0	12											
22	130	浜松市	活動推進センター	2013年11月1日	5	14	42,833	0	0	0	0		0				
22	203	沼津市			0	0	0										
22	205	熱海市			0	0	0										
22	206	三島市			0	0	0		igsqcut			Ш					
22	207	富士宮市	富士宮市男女共同参画センター	1999年4月1日	3	0	3,932	0	0	0	0		0				市または市教育委員会主催事業への託児ボランティア派遣
22	208	伊東市			0	0	0										
		島田市			0	0	0										
22	210	富士市	富士市男女共同参画センター	2002年9月29日	1	2	587		0	0	0						
22	211	磐田市	磐田市男女共同参画センター	2007年6月23日	4	0	6	0			0						
		焼津市			0	0	0										
		掛川市			0	0	0										
22	214		藤枝市男女共同参画推進セン ター	2002年4月1日	3	0	3,690	0	0		0		0				
22	215	御殿場市			0	0	0										
22	216	袋井市			0	0	0										
		下田市			0	0	0										
		裾野市			0	0	0										
		湖西市			0	0	0										
		伊豆市			0	0	0										
22	223	御前崎市			0	0	0										
22	224	菊川市			0	0	0										
22	225	伊豆の国市			0	0	0										
		牧之原市			0	0	0										
		東伊豆町			0	0	0										
22	302	河津町			0	0	0										
22	304	南伊豆町			0	0	0										
22	305	松崎町			0	0	0										
		西伊豆町			0	0	0										
		函南町			0	0	0										
22	341	清水町			0	0	0										
22	342	長泉町			0	0	0										
		小山町			0	0	0										

都	市	市	男 女 共 同	参画·女性 0	たら	めの	総合的な	施	設	(20	22	年 4	月	1 E	現	在	で開設済の施設)
道	区	区			職員数	女(人)								主		な	事業
府	町	<u> </u>															その他
県	村	町	名 称	設立年月日	علد	非	予算額 (千円)	広	=#	相	. 情		交流	企業	国際	調査	
□	□	村	1 <u>1</u> 171	政立十万日	常 勤	常	(千円)	報 啓	講座		· 提収	情 伽	流 促	の・ 連 N	除交	<b>登</b> 研	
1		4.3			273	勤		1 発		業	供集	処 理	促進	携 P O	交 流	究	
ド	ド	名															
22	424	吉田町			0	0	0										
22	429	川根本町	•	·	0	0	0										
22	461	森町			0	0	0										

都市	市		男女共同参画に関する宣言						首	長、自	1 治	会 長	: 等	の状	況				
道区	<u>_</u>	宣		宣	市	うち		副	うち		町	うち		副	うち		自	うち	
府田	l ×	言		言		+	女	市	女	女		<del></del>	女	町	女	女	治	女	女
					区	女 性	性	11,	性	性	村	女 性	性	μ,	性	性	711	性	性
県 柞		年	宣 言 名 称	の		市	比 率	区	副市	比 率		町	比 率	村	副 町	比 率	会	自治会長	比 率
- -	1   村	月		形	長	区		長	区長		長	村		長	7 村 長	_	長	会	_
		7		πэ		区 長 数	(%)	区	長	(%)		村 長 数	(%)	区	長	(%)	区		(%)
ドド	名	日		態	数			数	数		数			数	数		数	数	
			16		23	1	4.3	34	2	5.9	12	0	0.0	12	0	0.0	4,780	113	2.4
22 10	00 静岡市				1	0	0.0	2		0.0							951	37	3.9
	0 浜松市				1	0	0.0	3	0	0.0							744	7	0.9
	3 沼津市				1	0	0.0	2	0	0.0							289	11	3.8
	5 熱海市				1	0	0.0	2	0	0.0							81	1	1.2
22 20	6 三島市				1	0	0.0	1	0	0.0							143	10	7.0
22 20	7 富士宮市				1	0	0.0	2	0	0.0							125	2	1.6
22 20	8 伊東市	2020年10月28日	静岡県男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							153	8	5.2
	9 島田市	2008年8月2日	島田市男女共同参画都市宣言	1	1	1	100.0	2	0	0.0							68	1	1.5
	0 富士市	2009年9月9日	富士市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							387	13	3.4
	1 磐田市				1	0	0.0	1	1	100.0							304	7	2.3
	2 焼津市	2009年6月26日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							38	0	0.0
	3 掛川市	2012年7月1日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	2	1	50.0							283	2	0.7
	4 藤枝市	2009年6月12日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							52	1	1.9
	5 御殿場市	2022年5月18日	御殿場市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							59	0	0.0
	6 袋井市	2016年4月1日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							174	3	1.7
	9 下田市				1	0	0.0	1	0	0.0							40	0	
	0 裾野市				1	0	0.0	1	0	0.0							85	2	2.4
	1 湖西市	2014年5月1日	静岡県男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							41	1	2.4
	2 伊豆市				1	0	0.0	1	0	0.0							128	1	8.0
	23 御前崎市	2013年3月21日	男女共同参画社会づくり宣言事務所	1	1	0	0.0	1	0	0.0							33	0	0.0
	4 菊川市	2015年1月17日	男女共同参画社会づくり宣言事業所	1	1	0	0.0	1	0	0.0							128	3	2.3
		2017年2月8日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							51	0	0.0
	6 牧之原市				1	0	0.0	1	0	0.0							77		0.0
	1 東伊豆町										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	
	2 河津町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
	4 南伊豆町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
	05 松崎町 06 亜伊豆町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0
	6 西伊豆町										1	0	0.0	1	0	0.0	4	U	0.0
22 32	25 函南町 11 清水町	2010年7日24日	  静岡県男女共同参画社会づくり宣言	4							1	0	0.0		0	0.0	34 17	U	0.0
	12 長泉町 12 長泉町	2019年7月24日	肝岬示ガメ共叩参凹位云 ノヘッ旦言								1	0	0.0		0	0.0		0	4.8
	2 長泉町 4 小山町	2018年1月1日	  男女共同参画社会づくり宣言事業所	1			-				1	0	0.0	1	U	0.0	42 40	2	0.0
		2018年1月1日	男女共同参画社会づくり宣言事業別	1							1	0	0.0	1	0	0.0	40	0	0.0
	.4 <u>日田町</u> !9 川根本町	2017 <u>十</u> 0万1日	カス六川学門社会 ノンロロ								1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
	:9 川根本町 i1 森町	2018年9月1日	男女共同参画社会づくり宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	70	1	1.4
ZZ 40	7 [	2010 <u>+</u> 3万1日	カスズ川沙凹社太 ノング旦百									ı U	0.0		U	0.0	/0	ı	1.4

# <選択肢回答> 男女共同参画に関する宣言 宣言の形態

- 1 首長声明 2 議会の議決 3 庁内連絡会議の決定 4 その他

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

調査時点コード 1 2022年4月1日 2 その他

都一市	市													T								T								
道区		日標	設定の対象で	ある審議	会等の	日標及	び現状値	直	目標設定の対象である審議会等の範囲				の3)に基		地方自	治法(第	180条の	5)に基づ	く(再市田	揭) 灯村防災 <i>会</i>	<b>ὲ議</b>	(再排	喝) ·村防災会	義			語	査時点コード		
府一町	区			U) W H II	2 A 1, 67			<b>-</b>	日本は人での一番は五、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	番	議会等に	こおける	·登用状》	兄	委員	員会等に	おける登	語状況	(委)	員のみ)	<b>Σ</b> μπλ		長を含む)	ITX			ш-,	T-1, W.		
県村	町				5+	_	=+				> <i>+</i>	ſ	- 4			:+	<u> </u>	<i>-</i>		2+	$\Box$	1	2+	Ţ	目標設 定の対		地方自治法(第202		地方自治 法(第180	
		目 標	標	議	うち 女を	総	うち 女等	3 作		議	うち 女を	総	うち 女等	女 性	委員	)ら 女を 性含	総素	5 女等   哲	生素	うち	女性	総	うち 女数	女性	象である		条の3)に基づく審議		太(第160 条の5)に 基づく委員	
	村	値	成	会等	性含委む	委員	性数	<u>}</u>	上 率	会等	性含委む	委員	女等 性数 委	性 比 率	笙	委む丨	具   🧃	生数		· 委	性   比   率	安 員 数	性	比率	審議会等の目標及び	その他	会等における登用	その他	会等における登用	その他
	-	(%)	限	数	員数	数	員	(9	%)	数	員数	数	<b>員</b>	(%)	数	員数	数	Į (9/	6)	数   員 	(%)	数	真	(%)	現状値		状況		状況	
F F	<u>*</u>			1,469	1.208	20,42	2 6,096	6 2	9.9	1,160	1,026	15,768	4,534	28.8	192	108	1,180	190 16	6.1	983	91 9.3	1,0	041 9	5 9.1			<del>                                     </del>		+ - +	
	小計									+				28.7	187		1,165		5.9											
22 100	静岡市	40.0	2023年3月	131	114	1,57	8 466	6 2	行政委員で構成されている審議会、地権者で構成されている審議 9.5 会、必要に応じて委嘱する審議会は対象外としているが、それ以外の	129	113	1,578	466	29.5	6	6	47	16 34	4.0	44	4 9.1		45	1 8.9	1		1		1	
22 130	浜松市	35.0	2025年3月			1,54	9 512	2 3	<u>審議会は対象にしている。</u> 3.1 法令または条例により設置されている審議会等	62	59	1,549	512	33.1	6	3	49	8 10		32	1 3.1		33	3.0		8月1日	2	2021年8月1日	1	
22 203	沼津市	35.0	2026年3月	94	84	1,07	2 330	0 3	0.8 <u>附属機関および懇話会</u> 本市における附属機関及び附属機関に準ずる審議会等(審議会・委	50	49	579	180	31.1	6	5	38	6 1	5.8	44	6 13.6	5	45	3 13.3	1		1		1	
22 205	熱海市	35.0	2026年3月	57	39	58	3 120	0 2	員会・協議会・懇談会他)「附属機関」とは、地方自治法(昭和22年法 0.6 律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設		25	348	60	17.2	6	2	29	3 10	0.3	28	2 7.1		29	6.9	1		1		1	
									置する機関をいい、「附属機関に準ずるもの」とは、附属機関以外の 規則 要綱等により設置する機関をいう 2.7 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等																					
22 206	三島市	40.0	2026年3月	39	38	55	6 182	2 3	①法律により設置されている行政委員会等(地方自治法第180条の	39	38	556	182	32.7	6	4	30	4 1;	3.3	34	5 14.7	+	35	14.3	1		1		1	
22 207	富士宮市	30.0	2026年3月	70	62	1,01	6 292	2 2	5関連)、②法令により設置されている附属機関(地方自治法第202 8.7 条の3関連 法律、政令、条令による設置)、③富士宮市の要綱・要	29	27	487	123	25.3	6	5	35	8 2	2.9	42	4 9.5	;	43	9.3	1		1		1	
20,000	/n <del>+ +</del>	00.0	2007/70 0	-	0.1	10	7 00		領により設置されている委員会等、④法律により置かれている専門委員(地方自治法第174条関連 規則による設置) 0.6 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等		0.1	407	0.0	20.0				4 4		45	0 470		40	17.4						
22 208		30.0	2027年3月	29	21	1			■  地方自治法180条の5に基づく委員会等、附属機関等(法律・政令・条	29	21	127		20.0	6	2	38	4 10		45	8 17.8		46	17.4		10 0 1 0	1		1 1	
22 209 22 210		30.0 40.0	2024年3月 2027年3月	87	02	1,29			9.4 例によって設置される地方自治法第202条の3に基づく審議会等)、 附属機関に進じ、規則・要綱等により設置された委員会協議会等 5.3 地方自治法202条の3に基づく審議会等	98	26	408			0	4	33	4 1	1.8	37	3 8.1 8 20.5		40	1 10.5		12月1日	'			
22 211		35.0	2027年3月	77					5.3 地方自治法202余の3に基 5、番譲芸寺 法律、政令、条例、規則、要綱、規定による会議体。また、課で設置 する市民など外部の方による全ての会議体。	36	31	1324 413		24.5	5	2	34		4.7	39	8 20.5		25	3 20.0			1		1	
22 212		40.0	2024年3月	63	59	93	3 249	9 2	地方白治注(第202条の3)に其づく家議会等及び 相則 更綱等に上	32	29	411	128	31.1	5	4	33	6 18	8.2	30	1 3.3	3	31	3.2	1		1		1	
22 213	掛川市	50.0	2027年3月	43	43	55	8 223	3 4	地方自治法第138条の4第3項の規定により、掛川市が設置する、自 0.0 治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮	42	42	498	208	41.8	5	4	28	8 2	3.6	32	11 34.4		33 1	33.3	1		1		1	
22 214		40.0	2026年3月						0.0	32					5	2	45		3.9	47	6 12.8		48	6 12.5			1		1	
	22 123 · 12	, , , ,							1 行政委員会:地方自治法第180条の5による設置 2 附属機関:地方自治法第202条の3による設置																		·			
22 215	御殿場市	40.0	2027年3月	68	58	1,08	9 265	5 2	0.742月後間に注じ、担別、亜細笠にして記墨された 目の説明後間で	42	36	521	150	28.8	6	4	48	6 12	2.5	33	2 6.1		34	5.9	1		1		1	
									数の委員等による合議制の機関とし、次のものは除かれます。																					
22 216		40.0	2026年3月	84	81	90	-	Т.	・庁内連絡会議等職員だけで構成されるまの 地方自治法第202条の3に基づく審議会及び要綱、規則等により設置 されている委員会、協議会等	32	30	332	136	41.0	5	4	41	7 1	7.1	21	2 9.5	i	22	9.1	1		1		1	
22 219 22 220		35.0	2026年3月	34	23	41	6 70	0 1	6.8 地方自治法(202条の3)に基づく審議会等	34 26	23 25	416 264	, 0	16.8 23.5	5 5	2	28 35	4 14 6 1		35 28	0 0.0 2 7.1	_	36 29	0.0			1		1 1	
22 221	油用井	40.0	2026年3月	63	50	69	9 234	4 2	法律又は政令により設置されている審議会等、法律により設置されて 3.5 いる委員会等(地方自治法第180条の5)、条例、規則等により設置さ	22	18	204	53	26.0	6	4	31	6 10	9.4	21	2 9.5		22	2 9.1	1		1		1	
22 221	沙叶石山	40.0	2020年3月	03	50	09	9 232	4 3	れている懇談会、会議及ひ要綱、規定等により設置されている懇談 	22	18	204	53	20.0	0	4	31	0 1	9.4	21	2 9.5		22	2 9.1	'		'		'	
		100.0 全ての審議							全て																					
		会を対象と																												
22 222	伊豆市	して女性委員のいる審		31	23	39	4 87	7 2	2.1	29	21	364	85	23.4	5	3	28	3 10	0.7	25	1 4.0		26	3.8	1		1		1	
		議会等の比 率を100%																												
22 223	御前崎市	にする。 30.0	2026年3月	15	14	16	7 39	8 2	2.8 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	15	14	167	38	22.8	5	3	24	6 2	5.0	28	0 0.0		29	0.0	1		1		1	
22 224		33.0	2027年3月	67	60				地大白海は第900条の2に甘べて東洋企業に加え、英川大の規則。	22	19	294	1	24.1	6	3	50		6.0	28	1 3.6		29	3.4	1		1		1	
22 225 22 226	伊豆の国市 牧之原市	50.0	2022年4月	23	23	34	2 102	2 2	9.8 地方自治法第202条の3に基づく審議会等	23 23	23 22	342 349		29.8 23.2	5 6	2	38 34		7.9 4.7	30 33	2 6.7 1 3.0		31	2 6.5 1 2.9			1		1 1	
22 301 22 302	東伊豆町									15 15	12 11	203 187	45	22.2	5 5	1	30 23	6 20	6.7 6.1	29 19	3 10.3 1 5.3	3	30 :	3 10.0 1 5.0	1		1 1		1 1	
22 304 22 305	<u>南伊豆町</u> 松崎町							$oldsymbol{+}$		9 23	7	104 283	58	20.0	5 5	1	24 26	3 1		25 16	1 4.0 1 6.3	)	26 17	3.8			1 1		1 1	
22 306 22 325	西伊豆町 函南町	40.0	2026年2月				6 183	3 3	4.8 規則、要綱に基づき設置されている審議会等を含む	8 31	22	119 342	30 93	25.2 27.2	5 5	3	23 32	_	9.4	18 20	1 5.6 1 5.0	)	19 21	5.3 4.8	1		1 1		1 1	
<ul><li>22 341</li><li>22 342</li></ul>	清水町	50.0 30.0	2032年3月 2020年4月			53 29	0 201	1 3	7.9 規約及び要綱に基づき設置されている審議会等 。。 法律または条令により設置されている付属機関、並びに法律により	33 27	26 27	506 298	197 99	38.9 33.2	5	2	26 23	5 19	9.2 1.7	24 24	4 16.7 1 4.2	'	25	1 16.0 1 4.0		7月1日	2	2021年7月1日	2 20	21年7月1日
22 342		30.0	2020年4月	5	4	29		6 2	<sup>3.4</sup> <u>設置されている委員会及び委員</u> 7.3 広域ではない範囲	10	8	238	55		5	4	22	6 2		4	1 4.2		20	4.0	1		1		1	
22 424	吉田町	25.0	2025年3月	25	24	29	0 66	6 2		25	24	290	66	22.8	5	3	32	4 12	2.5	30	5 16.7	<u>'</u>	31	16.1	1		1		1	
	川根本町	30.0	2023年3月	52					5.4 地方自治法第180条の5、地方自治法第202条の3、規則・要綱に基づく委員会・審議会等。	00	20	429	87	20.3	5	2	32		2.5	25	0.0		26	0.0			1		1	
22 461	森町	50.0	2025年3月	14	12	16	3 40	0 2	4.5 <u>法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)</u>	10	9	117	23	19.7	5	3	25	7 28	3.0	17	1 5.9	)	18	5.6	1		1		1	

調査表4-4 市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

都	市	市																												
道	区		-	価乳ウの牡魚	<b>ポナフ</b> 5	完全人生	<b>少口抽</b> :	TL ァドT日 JJ	≥ / <del> .</del>	┃ ┃目標説	设定の対	象であ	る審議:	会等の	地方	自治法(	第202条	の3)に基	基づく	地方	自治法(領	第180条(	の5)に基	基づく	(再掲)	- ++ 17 <del>+</del> <<< ~	∆=¥	(再掲)	-++17+	۵ŧ¥
		区	<b>1</b> 1	標設定の対象	じめるマ	<b>許</b> 議会寺	の日信が	及ひ現初	<b>【1</b> 但			範囲			審			登用状?		委	員会等	こおける	登用状态	況	中国 (	「村防災st 委員のみ	<b>会議</b>	中 (会	「村防災≾ ≷長を含む	芸譲い)
府	町																													
県	村	町			<u></u>	<b>2</b> +		<b>2</b> +						/	<b>÷</b>	<b>:</b> +	ſ	~ _		   <sub>=</sub>	<b>:</b> +		<b>:</b> +			<b>2</b> +			<b>&gt;</b> +	<u>_</u>
	□		目標	目	審議	うち 女を	総	うち 女等	<b>女</b> 性				/		審議	うち 女を	総委員数	うち 女等	女性比率(%)	委 員 会 等	うち 女を	総	うち 女等	女性比率	総	うち 女数	女性比率	総	うち 女数	女性
1.	-	村	値	目 標 年 度	議会等数	女性 を含む 員数	総委員数	性数	性 比 率			/			会等	女性委員 数	安員	性数	比	会	女性委 登 員 数	総委員数	女等 性数	比	総委員数	性	比	総委員数	性	性比率
			(%)	度	) 等 数	委む   昌数	数	委員	<del>半</del> (%)		/				等 数	委む 員数	数	委員	<del>举</del> (%)	等 数	委む 昌数	数	委 員	举 (%)	数	性委員	举 (%)	数	性委員	<del>举</del> (%)
ド	ド	名	(,,,,			貝奴		<sup>只</sup> 	(,,,,,						~	只双		只	(,0)	~	只奴		只	( , 0 )		只	(,0)		只	(,,,,
															17	17	324	98	30.2	5	4	15	5	33.3						$\overline{}$
<b>F</b>		静岡市											_		0	0	024	0	00.2	0	0	0								$ \longrightarrow $
		浜松市		_			$\overline{}$						$\overline{}$		0	0	0	0		0	-	0					$\overline{}$			
		沼津市											$\overline{}$		1	1	100	31	31.0	0	0	0								
		熱海市													0	0	0	0		0	0	0	0							
$\angle$		三島市											$\angle$		0	0	0	0		0	0	0	0							
	$\angle$	富士宮市					$\angle$								0	0	0	0		0	0	0			$\angle$		$\angle$			
	4	伊東市	$\angle$				_					$\angle$			0	0	0	0		0		0	_		$\angle$		/			
K	/	島田市	/				_								0	0	0	0		0	0	0	0				//	$\sim$		
$\mathcal{L}$	$\prec$	富士市	$\overline{}$				-					$\overline{}$	<u> </u>		0	0	0	0		1	1	3	1	33.3	$\leftarrow$		$\overline{}$			$\leftarrow$
+	$\leftarrow$	磐田市 焼津市	$\overline{}$				-					$\overline{}$	-		0	0	0	0		0	1	<u>0</u>	_	33.3	$\leftarrow$		$\overline{}$			$\leftarrow$
<b>K</b>		掛川市	$\overline{}$				$\overline{}$					$\overline{}$	-		1	1	60	15	25.0	1	1	3		33.3			$\overline{}$			
<b>1</b>		藤枝市											$\overline{}$		0	0	00	0	20.0	0	0	0		_			$\overline{}$			
		御殿場市											$\overline{}$		1	1	48	13	27.1	0		0								
		袋井市													10	10	75			1	1	3	2	66.7						
		下田市													0	0	0	0		0	0	0	0							
$\angle$		裾野市					/						_		0	0	0	0		0	0	0	0		$\setminus$			$\setminus$		
	$\angle$	湖西市										$\angle$	<u> </u>		0	0	0	0		0	0	0	•				$\angle$			
$\angle$	/	伊豆市					_		/			$\angle$			1	1	5	1	20.0	1	0	3	0	0.0	_		$\angle$	/		
$\mathcal{L}$	/	御前崎市	/				_								0	0	0	0		0		0			<		$/\!\!-$	-		$\longrightarrow$
$\mathcal{L}$	$\leftarrow$	菊川市	//				-						_		0	0	0	0		0	-	0					$/\!\!-$			
		伊豆の国市 牧之原市	$\overline{}$				-						-		0	0	0	0		0		0			$\leftarrow$		$\overline{}$			$\leftarrow$
		東伊豆町	$\overline{}$				$\overline{}$						$\leftarrow$		0	0	0	0		0	0	0					$\overline{}$			$ \longrightarrow $
		河津町											$\overline{}$		2	2	13	2	15.4	0	0	0					$\overline{}$			
		南伊豆町											$\overline{}$		0	0	0	0	10.1	0		0								
		松崎町											$\overline{}$		0	0	0	0		0	-	0								
		西伊豆町					/						_		1	1	23	6	26.1	0	0	0	0							
$\angle$	$\angle$	函南町											/		0	0	0	0		0	0	0	0					/		
	<u>//</u>	清水町													0	0	0	0		0	0	0						$\angle$		
	$\angle$	長泉町					/								0	0	0	0		0	0	0						$\angle$		
$\mathbb{Z}$	K	小山町					//						<u>/</u> ,		0	0	0	0		0		0					/	$ \angle $		
K	$\prec$	吉田町													0	0	0	0		0		0					$\overline{}$	$\leftarrow$		
K	$\leftarrow$	川根本町					-		$\leftarrow$				_		0	0	0	0		0		0			$\leftarrow$		$\overline{}$	$\leftarrow$		$\longrightarrow$
		森町													0	0	U	U		0	U	0	0							

調査表4-4

調査時点コード 1 2022年4月1日 2 その他

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

都市	市										管理職	の在職状	況													ಾ	₿務上の	の地位別職	战員在職	状況			調			本庁の防災・	· 危機管理 <del>i</del>	部局への配置	調 置状況	
道区	区											1																											查	1
府町				うち	5一般行政	職				うち一般行	<b>亍</b> 政職	_			うちー	·般行政耶	烖				うち一般	行政職	<del> </del>   課			うち・	一般行政	政職				うち一般行政	職 時			防. うち		うち管理職数	数 時	
県 村	· HT		ちしゃ	告		<sub>+</sub>	部 うる		女	部	_ <sub>#</sub>	次	うち !	女	<b>Уг</b>		<sub>#</sub>	課 うち	ち <b>女</b>	-	鲤		長	うち	女	課		<del>//</del>	係	iち   -	女		女点	そ	の他	災部     ・局	女	うち	女点	そ の 他
		理問職	管 性	理	うち	性	長		性 比	局うち長女	性	長     相	女	性 比	長	うち 女	性	長相	女 比		議長 りょ	r   1±	補佐	<b> </b> ★	性   比	補	うち 女	性	長 相		性   境比	うち     女	性			危職 女	性比比	<sub>女</sub>	性	
	村	11/10/25	女理 │ 比 性職 │ 率		女理 性職	比率	当当	性	率	相性	比率	当	性	率	相   ;	ഥ	比 率	当	性率	<u> </u>	世   性	E I 塩	相	性	率 (84)	佐     相	性	比 率	当	性	率 州	性	比   ×			機員 性管数 数	率	性	比   <sup>T</sup>   率   I	1
	<i>b</i>	数	数	数		(%)	職	数(	(%)	当数	(%)	職	数	%)	職		%)	職	数 (%	9)	職	(%)	当職	数	(%)	当	数	(%)	聝	数	%) = 職		(%)			理	(%)	数	(%)	
<u> </u>	名					_																				収							<u> </u>	+					<u> </u>	
		2,589		1,77	1 192	10.8	493	37	7.5		23 6.4	181		11.6	127	11		1,915		6.9	1,283	158 12.3	<u> </u>	<del>                                     </del>		<del>                                     </del>	376	19.9			38.4 2,8		28.0			310 33	3 10.6	68 2	2.9	
H + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	り 静岡市	439		.6 271	22	8.1	83		2.4	58	2 3.4	_	8	13.8	40	4	10.0	298		3.8	173	16 9.2	_				35	16.3	612		28.6 2		20.1 1	-		19 2	2 10.5	4 0	0.0 1	
	0 浜松市 3 沼津市	284 95		0.9 214 6.8 76		10.3	16		8.3 12.5	14	4 9.5 1 7.1		0	7.1 0.0	1	0	0.0	166 77		3.3	122 61	15 12.3 9 14.8		_	14.7 32.8	396 72	15	12.9 20.8	821 246	257 3 83 3			26.3 1 24.6 1			14	2 8.3 2 14.3	3 0	0.0 1	
	5 熱海市	40		0.0 28	+ +	10.7	6		0.0	4	0 0.0	_	0	0.0	5	0	0.0	28		1.3	19	3 15.8	_	18	26.9	39	11	28.2	70	25 3			42.5 1			6	1 16.7	1 0	0.0 1	
22 206	6 三島市	69	11 15	5.9 60	9	15.0	15	0	0.0	14	0.0	0	0		0	0		54	11 20	0.4	46	9 19.6	87	34	39.1	58	15	25.9	114	53 4	16.5	68 22	32.4 1			7 :	2 28.6	1 0	0.0 1	
	7 富士宮市	99		.1 71	+	14.1	17		0.0	14	0.0	-	0	0.0	2	0	0.0	80		3.8	55	10 18.2			41.2	92	41	44.6	195		19.2		40.5 1			7 (	0.0	2 0	0.0 1	
	8 伊東市	41		0.8 37	+ +	10.8	11		18.2	11	2 18.2 0 0.0		1	33.3	3	1	33.3	27		3.7	23 51	1 4.3	_	+	33.3	69	14	20.3	100	29 4			43.9 1	-		10	1 11.1	2 0	0.0 1	<u> </u>
	9 島田市 0 富士市	74 203		2.2 62 4.6 89	+ +	12.9	16		0.0 12.5	13	2 15.4		0		0	0		62 187	48 25	1.5	76	8 15.7 8 10.5	_	10	26.8 19.7	172	18	18.9 10.5	100 979	31 3 439 4			25.9 1 27.0 1	-		12	1 10.0 1 8.3	2 0	0.0 1	
	1 磐田市	89		3.5 50		16.0	24		8.3	12	1 8.3	_	2	25.0	4	1	25.0	57		1.0	34	6 17.6				41	9	22.0	188		25.0		19.8 1			10 2	2 20.0	3 0	0.0 1	
	2 焼津市	152		7.1 79	8	10.1	23		13.0	14	2 14.3	8		50.0	4		25.0	121	19 15	5.7	61	5 8.2	79	17	21.5	59	10	16.9	279			20 24	20.0 1			15	2 13.3	3 0	0.0 1	
	3 掛川市	64		2.5 49	6	12.2	21		4.8	18	1 5.6	<del>-</del>	0	0.0	0	0		42	7 16		31	5 16.1	_	14	20.0	46	10	21.7	206				29.4 1			13	1 7.7	3 0	0.0 1	
	4 藤枝市	164		7.7 73	+	11.0	60		13.3	18	2 11.1		0		0	0		104	21 20		55	6 10.9				93	24	25.8	177	75 4			40.0 1	_		11 2	2 18.2	3 1	33.3 1	
	5 御殿場市 6 袋井市	66 61		2.1 59 .5 55	+ +	11.9	20		10.0 15.4	19	2 10.5 2 16.7	3	1	33.3	2	1	50.0	43 48	5 11	0.4	38	4 10.5 4 9.3			48.0 35.9	/8	25	32.1 33.3	98		14.9 38.4		37.5 1 29.6 1			11	0 0.0	2 0	0.0 1	
	9 下田市	21		0.5 16	+	12.5	0	0	13.4	0	0	0	0		0	0		21		9.5	16	2 12.5	_	9	39.1	16	5	31.3	51		15.1		26.5 1			9 (	0 0.0	0 0	0.0 1	
	3 裾野市	66		2.1 56	+ +	10.7	10	0	0.0	10	0.0	14	0	0.0	10	0	0.0	42		9.0	36	6 16.7		10	34.5	16	3	18.8	35	12 3			23.1 1			8	1 12.5	2 0	0.0 1	
22 22	1 湖西市	50	4 8	3.0 40	4	10.0	14	0	0.0	12	0.0	0	0		0	0		36	4 11	1.1	28	4 14.3	53	12	22.6	24	3	12.5	89	31 3	34.8	41 11	26.8 1			9 :	2 22.2	2 0	0.0 1	
	2 伊豆市	35		5.7 35	2	5.7	10		0.0	10	0.0	1	0		0	0		25		3.0	25	2 8.0		9	17.0		9	17.0	78	24 3			30.8 1			11 (	0.0	1 0	0.0 1	
22 223	3 御前崎市	72		7.8 35	+	8.6	16		18.8	7	0.0	<b>—</b> "	0		0	0		56		0.4	28	3 10.7		30	07.0		4	14.8	179	115 6		_	32.0 1			9	1 11.1	6 0	0.0 1	
22 22	4 菊川市 5 伊豆の国市	82 43	28 34	i.1 41 .6 36	_	19.5 11.1	1/1		7.1	10	1 10.0 1 7.7		0		0	0		66 29	26 39	3.8	23	7 22.6 3 13.0	-	3	9.4 26.7		<u>ا</u>	0.0 25.0	161	51 3 8 2			28.8 1 20.0 1	-		β (	0 0.0 2 25.0	2 0	0.0 1 0.0 1	
22 226	8 牧之原市	58		2.4 44	3	6.8	11		9.1	10	0 0.0		0		0	0		47	12 25		34	3 8.8		4	12.9		4	13.8	43		53.5	_	51.7 1			9	1 11.1	2 0	0.0 1	
22 301	1 東伊豆町 2 河津町 4 南伊豆町	15		0.0 12	0	0.0	0	0		0	0	0	0		0	0		15		0.0	12	0 0.0		4	25.0		1	10.0	19		15.8		17.6 1			4	1 25.0	1 0	0.0 1	
22 302	2 河津町	14	3 21	.4 11	2	18.2	0	0		0	0	0	0		0	0		14	3 21	_	11	2 18.2		1	10.0	8	1	12.5	12		11.7		10.0 1			4	1 25.0	1 0	0.0 1	
22 304	4 南伊豆町	13		7.7 12	+	8.3	0	0		0	0	0	0		0	0		13		7.7	12	1 8.3	_	13	44.8		8	38.1	5		30.0		75.0 1	_		3 (	0.0	1 0	0.0 1	
22 305	5 松崎町 6 西伊豆町	9		0.0 8	0	0.0	0	0		0	0	0	0		0	0	-+	9		0.0	8	0 0.0		0	0.0		0	0.0	15		33.3		25.0 1	-		4 (	0.0	1 0	0.0 1	
22 300	5 函南町	12 23		6.7 12 7.4 23	+ +	16.7 17.4	5	n	0.0	5	0 0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	12 17		3.5	12	2 16.7 4 23.5	_	12	14.3 40.0		5	14.3 21.7	22 35	6 2 15 4			27.3 1 39.4 1			11	0 0.0	3 0	0.0 1 0.0 1	
22 341	1 清水町	17		5.9 15	1	6.7	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17		5.9	15	1 6.7		9	47.4		3	25.0	105	55 5			35.2 1			11 (	0 0.0	2 0	0.0 1	
22 342	1 清水町 2 長泉町	24		1.2 21	1	4.8	0	0		0	0	5	0	0.0	5	0	0.0	19		5.3	16	1 6.3		14	43.8		5	25.0	27	14 5			38.9 1			5	1 20.0	0 0	1	
22   344	4   小山町	37	2 5	5.4 34	2	5.9	8	0	0.0	7	0.0	0	0		0	0		29	2 6	6.9	27	2 7.4		15	35.7	42	15	35.7	33	17 5			51.5 1			5	1 20.0	2 1	50.0 1	
	4 吉田町	20		0.0 17		29.4	3	0	0.0	3	0.0	0	0		0	0		17	6 35		14	5 35.7		8	66.7	3	0	0.0	46	17 3			27.3 1			8 (	0.0	2 0	0.0 1	
22 429	9 川根本町	15	1   6	6.7 15	1	6.7	0	0		0	0	0	0		0	0		15	1 6	3.7	15	1 6.7	6	1	16.7	6	1	16.7	30	6 2	20.0	25 2	8.0 1			3 (	0.0	0 0	1	

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査 議員の出産を欠席事由と 問1で1. を選択した場 問1で1. を選択 問3で1. を選択した場合 問1で1.を選択した場合、休暇期 問5で1.を選択した場合 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由につい 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。 |して明記した規定(産休を|合、取得することが可 |した場合、出産 ||該当部分の条文(本文)を記入してください。 |間の報酬について減額の規定はあ|該当部分の条文(本文)を記入してください。 て、以下の事由について1~4のいずれか一つに〇をつけ 能な休業期間は、次の一に係る産前産後 |含む)があるか。 てください。 期間の明記はあ 1. 明記した規定がある うちどれか。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 県|村 町 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない 明記した規定があり、 左記で、1. を選択した場合 . 明記した規定がある。 1. 労働基準法65条の 1. 産前産後期 . 明記した規定はない |産前産後期間よりも短|間を明記した規 認めている。 |該当部分の条文(本文)を記入してください。 2. なし が、運用上認めている。 い。 2. 明記した規定はない 3. その他 その他具体例 |3. 明記した規定がなく、 |2. 労働基準法65条の |2. 産前産後期 が、運用上認めている。 運用上も認めていない。 産前産後期間と同等。 間を明記した規 3. 明記した規定がなく、 | 家族の | 家族の | 議会名 4. 明記した規定がなく、3. 労働基準法65条の定はない。 疾病 その他 育児 の 運用上も認めていない。 看護 介護 出産 4. 明記した規定がなく 過去に事例がない。 産前産後期間よりも長 過去に使用した事例も判 4. 期間の定めはない 断したこともない。 14 34 32 33 33 23 0 6 33 1の合計 21 28 0 0 5 12 0 2 0 2の合計 0 0 0 0 1 3の合計 0 12 0 0 4の合計 2 2 2 2 8 静岡市職員旧姓使用取扱要綱 静岡議会会議規則 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の 第1章第2講2 議員が自己の出産により一定期間欠席するときは、出産予定日の8 |整備を図るため、職員が改姓(婚姻その他の事由により、戸籍上の氏を改め ることをいう。以下同じ。)をした後も引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職 森上使用することについて必要な事でもつける。 |週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産に日後8週間を経 22 100 静岡市 1 1 1 2 過するまでの期間の範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠 務上使用することについて必要な事項を定めるものとする。 席届を提出することができる。 浜松市職員旧姓使用取扱要綱 浜松市議会会議規則 |第1条 この要綱は、職務の円滑な遂行に資するため、浜松市職員が改姓(婚姻そ |浜松市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産 |の他の事由により、戸籍上の姓を改めることをいう。以下同じ。)をした後も引き続き |予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後 改姓前の姓(以下「旧姓」という。)を職務上使用することについて必要な事項を定め 8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議 長に欠席届を提出することができる。 22 130 浜松市 浜松市議会 |浜松市議会会議規則第81条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産 |予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後 |8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委 員長に欠席届を提出することができる。 沼津市職員の旧姓使用取扱要領 沼津市議会会議規則 第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、旧姓の使用 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎 が法律、条例等に抵触するおそれがない範囲内において専ら組織内部で行われ、職 妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日ま 務執行上支障がないと認めるときは、同条第1項の承認をするものとする。 での範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出する 22 203 沼津市 1 1 1 1 第89条第2項 委員は、出産のため出席できな いときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当 該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにし て、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 熱海市議会会議規則 熱海市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席したとき 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎 の議員報酬は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬から、市議会の |妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日ま での範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることがで 会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠 |席期間」という。)に応じて、当該議員報酬に次の表に定める割合(以下「減額割合」と | 1 22 205 熱海市 熱海市議会 1 1 4 いう。)を乗じて得た額を減じた額とする。 2 前項の規定は、欠席期間が90日を経過する日の属する月の翌月(その日が月の 初日であるときは、その日の属する月)から、市議会の会議等に出席した日の属する 月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。 三島市議会会議規則 三島市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを |第3条 議員が同一の任期中の連続する2回以上の定例会の会議等の全てを欠席 |得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議 した場合(刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、その他身体の 長に届け出なければならない。 |拘束を受けたことにより欠席した場合を除く。)の当該任期中の議員報酬の額は、議 員報酬条例に基づき支給されるべき議員報酬の額に、次の各号に掲げるその欠席し 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内にお た定例会の回数の区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。 いて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (1) 4回以下 100分の80 (2) 5回以上 5回目の定例会の閉会日の属する月までにあっては100分の80、5回 三島市議会 1 22 206 三島市 目の定例会の閉会日の属する月の翌月以後にあっては100分の50 1 2 前項の規定は、その欠席した定例会のうち2回目の定例会の閉会日の属する月 の翌月から定例会の会議等に出席した日の属する月まで適用する。 第4条 議員報酬条例第4条第1項に規定する基準日(以下単に「基準日」という。) 以前6月以内の期間において、前条第1項の規定により議員報酬を減額して支給さ れた月があるときの当該期末手当の額は、議員報酬条例に基づき支給されるべき期 |末手当の額に、当該議員報酬の減額に係る同項の支給割合(当該議員報酬の減額 |に係る支給割合が異なる月がある場合は、いずれか低い支給割合)を乗じて得た額 富士宮市議会会議規則 |第2条第2項||議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎 妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日 までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出す 1 22 207 富士宮市 富士宮市議会 1 1 1 |第88条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎 妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日 までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出 することができる。

都	市	市					市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査				
道 府 県	町村	区 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。 町		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	を 合、取得することが可能な休業期間は、次の	した場合、出産	該当部分の条文(本文)を記入してください。	間の報酬について減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活ので、以下の事由につてください。 1. 明記した規定 2. 明記した規定 3. 明記した規定 4. 明記した規定	ついて1〜4 Eがある Eはないが、 Eがなく、運	のいずれかー 運用上認めて 用上も認めて(	-つにOをつけ こいる いない
л — т		1. 明記した規定があり、	<b>,</b> 議 会 名	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。	い。 2. 労働基準法65条の	間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期間を明記した規		1. あり 2. なし 3. その他 その他具体例	配偶者 の 育児 出産	家族の 看護	家族の 介護 <sup>疾</sup>	₹病 その他
22	208 伊東	市 2	伊東市議会	1	3	1	伊東市議会会議規則 第2条第2項「出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲」	伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬から、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)を乗じて得た額を減じた額とする。欠席期間 減額割合 90日を超え180日以下であるとき 100分の30 180日を超え365日以下であるとき 100分の50 365日を超えるとき 100分の100 ※ただし、第5条の適用除外により、議員の出産による欠席の場合は、会議規則に定められた範囲内であり、市議会の会議等に出席しないことについて議長に届出がなされている場合に限り、減額されない。	1 1	1	1	1 1
22	209 島田	市 4	島田市議会	1	2		島田市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。	2	1 1	1	1	1 1
22	210 富士	富士市職員旧姓使用取扱要領 第3条 職員は、法令又は条例等の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上 又は事務処理上著しい誤解又は混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓を使 用することができる。	富士市議会	1	2	1	富士市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1	1	1	1 2
22	211 磐田	整田市職員旧姓使用取扱要領 全体	磐田市議会	1	2		磐田市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に おいて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1	1	1	1 1
22	212 焼津	市 4	焼津市議会	1	3	1	焼津市市議会会議規則 第2条2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1	1	1	1 1
22	213 掛川	掛川市職員旧姓使用取扱要綱 全9条すべて該当します。 市 1	掛川市議会	1	2	1	掛川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。	掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例口 (適用除外) 第8条 次に掲げる事由により市議会の会議等を長期欠席したときは、前2条の規定 は適用しない。 (2)女性議員の出産	1 1	1	1	1 1
22	214 藤杉	藤枝市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が改姓(婚姻その他の事由により、戸籍上の氏を改めることをいう。以下同じ。)をした後も引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することについて必要な事項を定めるものとする。	藤枝市議会	1	3	1	藤枝市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内について、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1	1	1	1 3
	215 御縣		御殿場市議会	1	2	1	御殿場市議会会議規則 第2条【略】 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1	1	1	1 1
	216 袋井	下田市職員旧姓使用取扱要綱 第4条 市長は前条に規定する申請書の提出があった場合において、職務遂行上又 は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	袋井市議会 下田市議会	1	2	1	下田市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを 得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議 長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合 にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内 において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができ る。	2	1 1	1	1	1 1
22	220 裾野	市 2	裾野市議会	1	2	1	裾野市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。(欠席の届出) 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2	1 1	1	1	1 4

都市市市							市 区 町 村 議 会 の 議 員	の 両 :	立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査					
道区区区	職員の通称又は旧姓の使	用を認めていますか。		問1 議員の出産を欠席事由と して明記した規定(産休を 含む)があるか。	問2 問3 問1で1. を選択した場 問1で 合、取得することが可 した場 能な休業期間は、次の に係る うちどれか。 期間の るか。	で1. を選択     場合、出産     る産前産後    の明記はあ	問4 問3で1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1. を選択 間の報酬につい るか。	問6 した場合、休暇期 問5で1. を選択した場合 で減額の規定はあ 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下の てください。 1. 明記 2. 明記	)事由につい。 記した規定が 記した規定は	\て1~4 <i>0</i> 「ある 「ないが、〕	)いずれか- 軍用上認めで	ま事由につい -つにOをつけ
県村町	1 마린 사 바라사이	ナラズ q ナ碇和I + 坦人	/		1 兴县甘淮井05夕 1 立	<b>三</b>		4 + 11			ピした規定が ピした規定が 			
	1. 明記した規定があり、 認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、 過去に使用した事例も判 断したこともない。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。	1. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の 産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	明記した規 ある。 経前産後期 明記した規		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者 の 出産	育児	家族の 類 看護	家族の 介護 <sup>9</sup>	疾病 その他
ドド名		湖西市職員旧姓使用取扱要領				;	湖西市議会会議規則							
22 221 湖西市	1	全文	湖西市議会	1	2	1	第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1 2
22 222 伊豆市		伊豆市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。2前項の承認を受けようとする職員は、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。3前項の旧姓使用承認申請書は、伊豆市職員服務規程(平成16年伊豆市訓令第10号)第4条の履歴事項変更届に添えて提出するものとする。ただし、総務課長が必要と認めた場合は、この限りでない。		1	2		伊豆市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内にあっては、14週間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を附け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。 第91条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を附け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1 2
22 223 御前崎市	4		御前崎市議会	1	2	1	御前崎市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産ため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1 1
22 224 菊川市	2		菊川市議会	1	2	1	菊川市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合に あっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内に おいて、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1 1
22 225 伊豆の国市	2		伊豆の国市議会	1	2	1	伊豆の国市議会会議規則 欠席の届出) 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎 妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日ま での範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出する ことができる。 牧之原市議会会議規則	2		1	1	1	1	1 1
22 226 牧之原市	2		牧之原市議会	1	3	1 5	校之原印議云云議院則 (第2条第2項)議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎 妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日ま での範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出する ことができる。	2		1	1	1	1	1 1
22 301 東伊豆町	2		東伊豆町議会	1	2	1 7	東伊豆町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻ま でに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産の ため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1 1
22 302 河津町	4		河津町議会	1	2	1	河津町議会会議規則 第2条 2 前項の規定かかわず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経 過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届 を提出することができる。	2		1	1	1	1	1 1
22 304 南伊豆町	4		南伊豆町議会	1	2	1	南伊豆町議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1 1
22 305 松崎町 22 306 西伊豆町	2 4		松崎町議会 西伊豆町議会	1 4	3	2		2		4 4		4 4		4 4 4 4
22 325 函南町	4		函南町議会	1	3	1	函南町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員は出産のため出席できないときは、出産予定日 の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を 経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席 届を提出することができる。	1	函南町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が疾病その他の理由により、町議会の会議等を長期間欠席したときの 議員報酬は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬から、町議会の 議等を欠席した日から町議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席 期間」という。)に応じて、当該議員の議員報酬に次の表に定める割合(以下「減額語 合」という。)を乗じて得た額を減じた額とする。	축 F 1	1	1	1	1 1

	T			1										
				市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										
道 区				問1	問2	問3	問4 問3で1. を選択した場合	問5	た担合 休暇期	問6 問5で1. を選択した場合	問7	の両立の観点からの	か安東山に	
府町	職員の通称又は旧姓の	使用を認めていますか。		して明記した規定(産休を	合、取得することが可能な休業期間は、次の	した場合、出産	該当部分の条文(本文)を記入してください。	間の報酬についてるか。	減額の規定はあ	同5で1、を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	て、以下の事由にな てください。 1. 明記した規定 2. 明記した規定 3. 明記した規定	Oいて1~4のいずれ ≧がある ≧はないが、運用上詰 ≧がなく、運用上も認	か一つに〇 忍めている めていない	)をつけ
県   村       町 	1 明司 と坦ウがない	、 左記で、1. を選択した場合	/	1. 明記した規定がある。	1 労働甘淮注65冬の	1 产前产终期		1. あり			4. 明記した規定	≧がなく、過去に事例 ⊤─────	がない 	
	認めている。 2. 明記した規定はない が、運用上認めている。	該当部分の条文(本文)を記入してください。		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、	産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の	間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期		2. なし	その他具体例		配偶者			
	3. 明記した規定がなく 運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく 過去に使用した事例も		議会名	4. 明記した規定がなく、	産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の 産前産後期間よりも長い。	間を明記した規 定はない。					の育児	家族の 家族の 看護 介護	疾病	その他
名	断したこともない。				4. 期間の定めはない。									
		清水町職員旧姓使用取扱要綱					清水町議会会議規則			清水町議員報酬等の特例に関する条例				
22 341 清水町	1	第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、町長に届け出なければならない。	清水町議会	1	2	1	第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から該当出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。			第3条 議員が疾病その他の事由により、長期間欠席したときの議員報酬は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬から、欠席届(様式第1号)を提出した日から復帰届(第2号)を提出した日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、当該議員報酬に次の表に定める割合(以下「減額割合」という。)を乗じて得た額を減じた額とする。 欠席期間 90日を超え180日以下であるとき減額割合100分の20 欠席期間 180日を超え365日以下であるとき 減額割合100分の30 欠席期間 365日を超えるとき 減額割合 100分の50 2 前項の規定において、月の途中で減額割合が生じた場合の報酬の額は、その月	1 1	1 1	1	1
										の現日数を基礎として、日割によって計算する。 3 第1項の規定によりぎい報酬の減額を受けている議員が、復帰した月の報酬は、日割りによって計算する。				
		長泉町職員旧姓使用取扱要領					長泉町議会会議規則							
22 342 長泉町	1	第2条(旧姓使用の承認申請) 第3条(承認) 第4条(旧姓使用の範囲)	長泉町議会	1	2	1	(欠席の届け出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻ま でに議長に届け出なければならない。				1 1	1 1	1	1
							小山町議会会議規則							
22 344 小山町	2		小山町議会	1	2	1	第2条第2項 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の 日後8週間を経過する日までの範囲内	2			1 1	1 1	1	
		吉田町職員旧姓使用取扱要綱					吉田町議会会議規則							
22 424 吉田町	1	第一条 この要綱は、吉田町職員(以下「職員」という。)が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職員環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の理由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によって改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	吉田町議会	1	3	1	第2条第2項 前項の規定にかかわらず、職員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	∃ ,			1 1	1 1	1	
		川根本町職員旧姓使用取扱要綱					川根本町議会会議規則							
22 429 川根本町	1	第1条 この訓令は、川根本町職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。		1	2	1	第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2 2			1 1	1 1	1	1
22 461 森町	4		森町	1	2	1	森町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開催時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1	1 1	1	2

市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

市					市	区 町 村	議会の議	員 の 両 立 支 援 体	制に関す	る調査			
区	問8 問8 議員の利用することので 議。 きる保育施設等が議会に 会!	9 員の利用することのできる授乳室等が に設置または提供されているか。	ころして、これには、これを	問11 ン 問10で1.	を選択した	-場合、行っている!	取組みは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してくださ	問13 内閣府が公表した教材動 画「政治分野におけるハラ	問14 男女共同参画に関する 修(ハラスメント防止に	問15 研 議会において、通称又はIB 関す 姓の使用を認めています	問16	難所運営に関する指針(手引き・ガイドライン 参画担当部局又は男女共同参画センターの 確に位置づけられているか
	設置または提供されているか。		行っているか。					L\°	スメント防止研修教材」の利用	るもの以外)を行ってい すか。	ま か。	い。 ればご記入ください。	にには巨ッパックルのでののか。
町	または提供がされてい 2. る。(臨時のものも含む) がる	専用の場所が設置されている。(常設) 授乳等に必要な場所の設置または提供されている。(臨時のものも含む)	) 1. 行っている。 供 2. 行っていないが、今 後、取り組む予定であ	定すハ	する. を議っ を説っ	に3 関. をすハ 4			後利用予定である。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今行取り組む予定である。	2. 明記した規定はない	定がある。   2. 位置づけられて	規 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
村	2. 保育に必要な場所の 3. 設置または提供がされて 4. いる。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する 予定である。 4. なし	設置または提供する予定である。なし	る。 3. 行っておらず、今後 取り組む予定もない。	等)がある現定(倫理規規を規定・	設置している瞬員向け相談窓口へラスメントに関	4 その他	その他内容		3. 利用していない。	3. 行っておらり、学伎、り組む予定もない。	取が、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運 用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過 去に使用した事例も判断し たこともない。	<u>a</u>	
	0	1	7	3	0	0 0			3	2	1	14	
	0	0	19	0	0	4 0			1	27	0	2	
	34	32		0	0	0 2					23		静岡市地域防災計画
静岡市	4	4	3							3	2	1	市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組とともに、男女共同参画担当部局が災害対応でいて庁内における連絡調整を行い、また、女性会館が地域における防災活動の推進拠となるよう、平常時及び災害時における男女同参画センター(市女性会館)の役割につい防災担当部局と男女共同参画担当部局が通し明確化しておくよう努めるものとする。
浜松市沼津市	4	4	2							1	4	2 2021年10月 男女共同参画にかかわる議員研修会を開催した	沼津市地域防災計画 第19節 男女共同参画の視点からの災害対体制整備 市は、男女共同参画の視点から、防災会請委員に占める女性の割合を高めるよう取り終 とともに、男女共同参画担当部署が災害対いて庁内及び避難所等における連絡調整行い、平常時及び災害時における男女共同・画担当部署の役割について、防災担当部署男女共同参画担当部署が連携し明確化してよう努めるものとする。
熱海市	4	4	1			3			1	1	4	現在、ダイバーシティ推進検討特別委員会を立ち上げており、 今後の市議会において、多様な人材が議員として議会活動を円滑に行うことができるよう、男女共同参画も含め、必要な条件及び配慮等について検討をしている。	地域防災計画 第19節 男女共同参画の視点からの災害対体制整備 市は、防災会議の委員に占める女性の割合 高めるよう取り組むとともに、平常時から防 当部局と男女共同参画担当部局が連携し、 女共同参画の視点を庁内及び避難所等に る災害対応に取り入れるなど、男女共同参 視点からの災害対応の推進に努める。
富士宮市	4	4	2							3	2	2	伊東市地域防災計画
伊東市	4	4	3							3	2	1	市及び県は、男女共同参画の視点から、男3 共同参画担当部局が防災部局と協力し、災3 対応について庁内及び避難所等における連 調整を行う。 島田市地域防災計画 (第2章 第16節 男女共同参画の視点から 災害対応体制整備)
島田市	4	4	2							2	4		市は、男女共同参画の視点から、防災会議委員に占める女性の割合を高めるよう取りとともに、市民協働課が災害対応について、及び避難所等における連絡調整を行うものる。また、平常時及び災害時における市民、課の役割について、危機管理課と市民協働が連携し明確化しておくよう努めるものとす(第3章 第26節 応援協力計画)※一部協青年団及び男女共同参画団体への要請青年団にあっては青年団長に対して行うもでする。 男女共同参画団体にあっては県男女共同をある、男女共同参画団体にあっては青年団長に対して行うものとする。
富士市	2	2	3							3	4	議会モニターの団体枠にて女性 を推薦してもらえるよう促してい る。 1	応援協力要請人数、作業内容、作業場所、場所その他協力要請に関する必要事項にては、その都度連絡するものとする。  富士市地域防災計画 資料編  女性の社会参加・自立支援事業(女性のた相談) 3日以内に業務開始

都市	市				ī	区 町 村 議	会 の 議	員の両立支援体	制に関す	る 調 査				
道区府町	区	問8 問9 議員の利用することので 議員の きる保育施設等が議会に 設置または提供されてい るか。	利用することのできる授乳室等が議 置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を 行っているか。	問11 問10で1. を選	沢した場合、行っている取組 <i>∂</i>	りは、次のうちどれか。	問12 問11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	一世・以心力却にのいるハン	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	妊の  医用で心のしいより	問16 目 問15で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。 地域防災計画や避難 含む)に、男女共同参 具体的な役割が明確に	所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 画担当部局又は男女共同参画センターの に位置づけられているか。
県 コ ー ・ ・ ・	町村	または提供がされてい 2. 授乳	月の場所が設置されている。(常設) L等に必要な場所の設置または提供 ている。(臨時のものも含む) 置または提供する予定である。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	定等 ) がある 関する規定 ( 倫理 ・ハラスメント防	2 (関する議員向け研修工) (	)他内容		1. 利用している。 2. 利用していないが、今 後利用予定である。 3. 利用していない。	取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2. 明記した規定はない		1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
22 212	焼津市	4	4	3	791. 11.					3	1	焼津市議会議員の通称名等の使用に関する規程 第2条 議員は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める通称名等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた場合 当該認定を受けた通称名 (2) 婚姻、養子縁組等の事由により氏に変更があった場合 氏の変更前の氏2 前項の規定にかかわらず、議員は、議長が議事の運営に混乱が生じるおそれがあると認める通称名等は、使用することができない。		掛川市地域防災計画
22 213	掛川市	4	4	2						2	4		1	"市では、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局を男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。また、全国女性会館協議会が運営する「災害時における男女共同参画センター等の相互支援ネットワーク(通称:相互支援ネット)」を活用し、男女共同参画センター、男女共同参画でとする。"
	藤枝市	4	4	1	1	3		御殿場市議会議員政治倫理条例 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を順守しなければならない。 (1)~(6)まで【略】 (7) その地位を利用した嫌がらせ、強制、又は不当に圧力をかける行為をしないこと		3	4		1	御殿場市地域防災計画 共通対策編 第2章 災害予防計画 第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 〇市は、男女共同参画の視点から、男女共同 参画担当部局が災害対応について庁内及び避 難所等における連絡調整を行い、また、男女共 同参画センターが開設された場合は、地域にお ける防災活動の推進拠点となるよう、平常時及 び災害時における男女共同参画担当部局及び 男女共同参画センターの役割について、防災担
22 216	袋井市	4	2	1	1	3		袋井市議会議員政治倫理規程 第3条 (6) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラス メントその他人権侵害のおそれのある行為をし ないこと。	1	3	4		2	当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
22 219	下田市	4	4	3						3	2		1	市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
22 222	据野市 湖西市 伊豆市	4	4 4	3 1		3 職員	向けの研修を議員も受講し	Ut:	3	3 3	4		1	伊豆市地域防災計画<本編>①共通対策編市は、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、 防災に関する教育の普及促進を図るものとする。 また、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。併せて、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮す
22 223	御前崎市 新川市	4	4	3						3	2		2	るよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災手引書」なども活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。 菊川市地域防災計画 市は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男
														世帯時及び炎音時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

都市市市													
	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査												
道区	問8	問の	問10	問11		問12	問12	問1/	問15	問16	問17		
府町	議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が記会に設置または提供されているか。	議 議会におけるハラスメン ト防止に関する取組を 行っているか。	問10で1.を選択した場合、行っている取	組みは、次のうちどれか。	問11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	修(ハラスメント防止に関す	姓の使用を認めています	問15で、1. を選択した場合   該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画の ために実施していることがあ ればご記入ください。	地域防災計画や避難   含む)に、男女共同参  具体的な役割が明確  	所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを 画担当部局又は男女共同参画センターの に位置づけられているか。
県村町町					1								1
   コ   コ   	または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の 設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	) 1. 行っている。 供 2. 行っていないが、今 後、取り組む予定であ る。 3. 行っておらず、今後、 取り組む予定もない。	が定メーしけメーて員メー での あヘン い向ン 他 る倫ト い談ト るけト	その他内容		後利用予定である。	取り組む予定である。	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断し			1. 位置づけられた規 定がある。 2. 位置づけられてい ない。 3. その他(不明等)	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
	予定である。 4. なし			理防   る窓に   研防   規止   口関   修止					たこともない。				
ト	7. %0			<u> </u>									伊豆の国市地域防災計画
22 225 伊豆の国市	4	4	2					2	4			1	市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当課が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、平常時及び災害時における男女共同参画担当課の役割について、防災担当課と男女共同参画担当課が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
22 226 牧之原市 22 301 東伊豆町 22 302 河津町 22 304 南伊豆町	4	4	3					3	4			2	
22 302 河津町	4	4	2					2	4			2	
22 304 南伊豆町	4	4	3					3	4			2	
22 305 松崎町 22 306 西伊豆町	4	4	3					3	4			2	
22 325 函南町	4	4	3					3	4			1	函南町地域防災計画 町は、男女共同参画の視点から、防災会議の 委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む とともに、男女共同参画担当部課が災害対応に ついて庁内及び避難所等における連絡調整を 行うとともに、平常時及び災害時における男女 共同参画担当部課の役割について、防災担当 部課と男女共同参画担当部課が連携し明確化 しておくよう努めるものとする。
22 341 清水町	4	4	1	4	動画教材の視聴を案内した。			3	2			2	
22 342 長泉町	4	4	2					2	4		令和元年度、町内女性団体に向け、議会報告会を実施した。 令和3年度は、町内在住・在勤の女性を対象とした公募により、女性議会(一般質問の儀)を実施した。	1	長泉町地域防災計画 第2章 災害予防計画 第19節 男女共同参画の視点からの災害対応 体制整備
22 344 小山町	4	4	3					3	4			3	
22 424 吉田町	4	4	1	1		吉田町議会議員政治倫理規程 第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。(略)(10)嫌がらせ、強制、ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。		3	4			2	
22 429 川根本町	4	4	2					2	4		広報紙(議会だより)やホーム ページなどを利用して議員の取 組みを紹介し、女性の政治参加 を促すように周知している。	2	
22 461 森町	4	4	3					3	2			2	